



# 海外の競争当局等の事後評価の分析手法・事例等の調査・整理

27 MAY 2022

NERA エコノミックコンサルティング  
シニアコンサルタント 竹田 瑛史郎

# 1. 本報告書の目的

## EBPMの推進

- 我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要
- 政府全体で証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making、EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、各種業務におけるEBPMの取組を実施

## 海外の競争当局における個別事案等の事後評価

- 海外においては、欧米の競争当局を中心として個別事案等の事後評価を多数実施
- 今後、公正取引委員会において、事後評価の取組を推進していく上では、このような海外の取組について整理することは有意義

## 本報告書の内容

- 海外の競争当局等が実施した企業結合審査案件、違反事件審査案件、実態調査等の競争当局の取組に関する事後評価について、事後評価を行う目的・意義、事後評価がもたらした成果、対象となっている案件の特色・主な具体例、分析に当たって用いられたデータ・分析手法、実施体制、事後評価の結果、案件の選定や頑健性のある分析を行うに当たっての留意事項・ベストプラクティス等について、体系的に整理
- 競争当局による事後評価の体系的整理に関する先行研究として、OECD (2016)、Ilzkovitz and Dierx (2014)、Ilzkovitz and Dierx (2020)などの文献に加えて、各国・地域の競争当局の公表資料（事後評価の報告書等）、経済学者等による事後評価に関連する研究論文を参照

## 2. 事後評価の目的と意義

### 事後評価を実施する目的・意義 (Ilzkovitz and Dierx (2020))

#### 1. 競争政策にかかる意思決定と執行等の改善

競争当局による特定の介入を反実仮想的状況と比較することにより、当該介入が効果的であったかどうかを検討

#### 2. 競争法の実効性の改善

競争法が全体としてその目的をどの程度達成してきたかを評価し、競争法やガイドライン、告知等の改定において生かすことにより、競争法の実効性を改善し、競争当局の生産性を向上

#### 3. 競争当局の政策立案や執行等の優先順位の適正化

競争法執行等が不十分な領域、介入が大きな影響をもたらしうる領域を特定することにより、優先順位の適正化や資源配分の改善を通じて競争当局の効率性を向上

#### 4. 競争法執行等の正当性の擁護と競争の啓蒙

競争法が実際に市場の機能を高め、消費者厚生を増加させていることを示すことにより、競争当局が自らの活動の正当性を主張するために効果的な証拠を作成

#### 5. 競争政策上の判断の透明性の向上

競争当局の活動を第三者に対し開示し、第三者による事後評価の実施を認め、競争政策上の判断の透明性を向上

### 事後評価を実施する理由 (OECD (2013) による競争当局のサーベイ結果)

#### 1. 説明責任と透明性のための評価

#### 2. 特定の介入が市場に与えた効果の評価

#### 3. 競争政策のより幅広い効果の評価

### 3. 事後評価の進め方（1／2）

#### 1. 評価対象の選択

- 競争当局が事後評価に費やすことのできる人的・金銭的リソースは限られているため、事後評価の目的及び以下で示すような一定の指針に従って事後評価の対象となる事案を選択する必要

##### 1. 競争当局が（実施可能な）事後評価から関心を持つ情報を得られるかどうか

- (ア) 特定の関心事項との関連性
- (イ) 良い学習機会になるかどうか

##### 2. 実施可能性

- (ア) 事後評価を実施しやすい類型かどうか
- (イ) 事後評価のためのデータと情報の入手可能性
- (ウ) 競争当局の判断がなされてから十分な時間が経過しているか

#### 2. 実施主体の選択

##### ・ 内部チーム

メリット：機密性の制約が少ない、教訓が組織内で保持、組織内の能力開発等

デメリット：人的リソースの制約、同僚批判を避ける傾向

##### ・ 外部チーム

メリット：人繋りの問題がない、評価の客観性担保等

デメリット：費用、機密情報へのアクセス等

##### ・ ハイブリッド

メリット：分析と得られた教訓の管理を維持したいが、必要なスキルや技術的知識を持たない機関にとって有用

・ そのほか、「終了期限の柔軟性」「評価に必要なスキル」「コスト」「機密保持の制約」「得られる知識と経験を組織内で保持する能力」といった要素を考慮

### 3. 事後評価の進め方（2／2）

#### 3. 分析開始前の検討

##### 1. 評価の基準となる反実仮想的状況の設定

##### 2. 分析手法の選択

###### - 分析手法の例

- 計量的手法：ベンチマークとの比較に基づく分析、構造推定に基づくシミュレーション
- アンケート調査とインタビュー
- 株価のイベントスタディ分析：執行等によって当事会社等の株価が上昇したか下落したかを分析
- 分析手法選択に当たっての考慮事項：（1）利用可能なデータの内容、質、集計レベル、量、（2）正確性に関する研究者の見解、（3）チームのスキル、（4）時間、（5）執行の種類

##### 3. 定量的評価 vs 定性的評価

- 定量的評価：効果の定量化と因果関係の立証に有益
- 定性的評価：定量化しにくい要素の評価に有益

#### 4. 検討対象となる指標の特定

- 価格に加え、理論的には商品・サービスの品質・バラエティ、市場シェア、参入・退出、イノベーション、投資レベル等が対象となり得る

#### 5. データと情報の収集

- 公開・非公開データを利用
- 競争当局が執行等を行う前後の期間に関するデータが必要

#### 4. 分析の実施とその後の検討

##### 1. 分析

- 競争当局の執行等によって生じた効果を、主要な市場変数が反実仮想的状況と比較してどのように変化したかによって判断

##### 2. 分析結果の頑健性の確認

- 複数のアプローチで同様の結果が出るかどうかを検証する等により、分析結果の頑健性を確認

##### 3. 教訓の特定

- 過去の競争当局の判断が正しくても、正しくないとわかつても、競争当局の今後の事件対応や規制の見直しのための有益な示唆を与える
- 特に重大な執行方針の見直しを検討する場合には、様々な事案の事後評価を実施することが望ましい

##### 4. 結果の公表

- 実施した事後評価の内容をどの程度公表するかを検討

## 4. 海外の競争当局における事後評価の取組

### 欧州連合 (EU)

- ・近年、欧州委員会競争総局 (DG COMP) が定量的な観点から事後評価を実施
- ・制度や規制の変更の前には、必ず、それらの検証を行わなければならず、政策上の提案や判断に際しては、客観的かつ信頼性のあるエビデンスを提供しなければならない  
(Better Regulation Agenda 2015)
- ・外部のコンサルティング会社に依頼して実施しているケースが多い
  - EUの競争当局内におけるエコノミストのリソースが不足しているということと、事後評価において透明性を確保する必要があることが関係していると推察される

### 英国

- ・競争当局である競争・市場庁 (CMA) が、毎年2事例（少なくとも、市場調査または審査を1件含む）の事後評価を実施
- ・デジタル分野の企業結合、支配的地位濫用等の事件、参入や事業拡大に注目した複数の企業結合、医薬業界の支配的地位濫用事件、空港の市場調査によって導入された資産売却の問題解消措置などの事後評価
- ・EUと同様に、外部のコンサルティング会社に依頼して実施しているケースが多い

### 米国

- ・FTCが企業結合に関する事後評価を豊富に実施
  - 経済局の事後評価プログラムであるMerger Retrospective Programとして、個別企業結合案件に関する事後評価や、特定の産業に焦点を当てた企業結合事案についての事後評価等を実施
  - 問題解消措置に焦点をあてた事後評価を1999年と2017年の二度に亘り実施
- ・研究者が独自に事後評価を行った結果を論文・書籍として発表し、それを基に競争当局が議論を行うという流れも存在

# 5. 事後評価の事例

## 事例 1：2件の病院水平合併に対する事後評価（米国・2011年）

### 目的

#### 背景

- FTC及び司法省（DOJ）、ならびにカリフォルニア州司法長官が1990年代半ばから後半にかけて行った病院合併の異議申立が7回連続で不成功
- 2002年、FTCは、完了した病院合併を調査する「病院合併事後評価プロジェクト」を発表
- 当該プロジェクトの一環として、FTCは4つの病院合併につき事後評価を実施
- 事後評価の結果を踏まえ、FTCは、エヴァンストン合併における合併当事病院であるENHCが市場支配力を行使して価格を引き上げることができると判断

#### 検証する仮説

- 2000年にシカゴの北郊外にある病院間で行われたエヴァンストン合併とヴィスタヘルス合併という2つの企業結合事例が対象
- 民間医療保険会社が患者への医療サービスについて病院に支払う価格に影響を与えたかどうかを検証

### 方法

#### 実施主体

- FTCエコノミストChristopher Garmonと外部の経済学者Deborah Haas-Wilson

#### 検討対象となる指標と分析手法

- 民間医療保険会社が入院患者への医療サービスの各事例において合併当事病院に支払う価格が、対照群となる病院と比べてどの程度変化したか統計的に検証を行った（DID分析）
- シカゴに所在する一般の急性期病院の中から、3種類の対照群を設定
- 患者の病状、（研修医等に対する）教育の度合いなど価格に影響を与える他の要因についてはコントロール

#### データ

- 病院により提供された最大手民間保険会社5社による5年間（1998年から2002年）の保険請求データ
- イリノイ州公衆衛生局のユニバーサルデータセット及びメディケア医療コスト報告情報システム上のデータ

### 結果

#### 分析結果

- エヴァンストン合併については、合併当事病院の市場支配力を高めたことが示唆された
- 一方、ヴィスタヘルス合併については、Vista Healthとの合併後の病院では、合併後の病院での相対的な価格変動が小さくなることがほとんどであった

#### インプリケーション

- エヴァンストン合併は何の問題解消措置も執られない場合には反競争的であり、FTCは本件企業結合を問題解消措置の実施を前提に承認するか、不承認とすべきことが示唆
- 実際にも、行政審判の下、FTCは合併当事病院であるENHとHPHに対し、それぞれ独立した契約交渉チームを設置し民間保険会社が競合する病院に対し再び個別に交渉できるようにする、という行動的措置の実施を命じた
- ヴィスタヘルス合併には反競争的効果は認められないから、本件企業結合を承認すべきことが示唆

## 5. 事後評価の事例

### 事例 2：企業結合の問題解消措置に対する包括的事後評価（米国・2017年）

#### 目的

##### 背景

- 1999年に実施した事後評価に基づく審査方針の変更を評価すること
- 企業結合審査に関する包括的（構造的措置が採られなかつたものを含めた多くの事例を対象）かつ多面的（資産分割における買手だけに着目しない）な事後評価を行うこと
- 検証対象：FTCが審査を行った企業結合案件における、2006年から2012年の期間における全て（89件）の問題解消措置命令

##### 検証する仮説

- 問題解消措置の結果とプロセスの両について検証
- 問題解消措置が実施された結果、競争が統合前の水準まで回復したか否かどうか（結果の事後評価）
- 問題解消措置が実施されるプロセスは適切であったか（プロセスの事後評価）という定性的評価

#### 方法

##### 実施主体

FTC内部の弁護士及びエコノミスト

##### 分析手法

審査の対象となった産業に基づき①インタビュー、②アンケート調査、③モニターに対するインタビューの3種類を使用

##### 指標・データ

インタビューやアンケート調査に基づく定性的な情報が主

##### 成功と失敗の判断基準

問題解消措置により競争が実際に回復したことを「成功」と呼び、各案件を「成功」、「一応の成功」及び「失敗」の3つに分類

#### 結果

##### 分析結果

- 50件のインタビューから得られた結果：
  - 69%の案件が成功
  - 既に完了済の企業結合に対する問題解消措置は成功率が著しく低下
  - 約40%の案件で実施プロセスについての問題が報告
    - 一部の資産のみが譲渡された案件において、買手は、問題解消措置命令あるいは譲渡の契約に予期せぬギャップがあったとの問題を指摘
    - 問題解消措置の実施の際ににおける問題についても指摘

##### インプリケーション

- FTCは、完了前の案件に対する問題解消措置についてはおおむね成功であると評価しているが、改善すべき点も特定されたとしている
- FTCは内部で様々な措置を講ずるとともに、当事会社に対し、問題解消措置を提案する際のベストプラクティスを公表

## 5. 事後評価の事例

### 事例3：デジタル市場における企業結合審査に対する事後評価： Facebook/Instagram（英国・2019年）

#### 目的

##### 審査当時の判断

- 合併が行われると、モバイルフォトアプリ市場における当事会社間の競合が失われる可能性があったが、問題は無いという判断
- 合併審査当時は、Instagramは、Facebookと広告収入に関して競合する関係ではなく、SNS機能も限られており、将来には変わりうるかもしれないと考えていたものの問題は無いと判断
- 統合後の企業は、SNS市場におけるFacebookのライバル企業を排除するために、Instagramからライバル企業のSNSへの写真のアップロードを妨げたり、その品質を低下させたりする可能性があったが、問題は無いと判断

##### 検証対象

- ToH（競争制限のメカニズム）について問題ないとした判断は正しかったかどうか、また競争当局の分析から検討すべきToHが漏れていないかどうかを評価
- 合併が有害な結果をもたらしたかを確認するために、合併後の市場の進化を評価

#### 方法

##### 実施主体

CMAが実施主体となり、経済コンサルティング会社Learに委託

##### 分析手法

デジタル分野の企業結合審査における、①競争当局が通常確認すべきToHの特定、② ToHの評価方法、③審査において検討する必要がある経済的特徴を明らかにした上で、このフレームワークに沿って分析を実施

##### データ・資料

OFTの審査に係る公表資料において示されたToH、OFTが得た定性的・定量的な証拠を参考

#### 結果

##### 分析結果

- 審査当時の判断の検証結果：
  - OFTはデータを収集してユーザーがInstagramにかなりの時間を費やしていないか検証すべきだった
  - SNSの提供において、InstagramがFacebookと競合するものではないとのOFTの判断を明確に裏付ける証拠はなかった
  - 排除行為のインセンティブはOFTの推定より高かった可能性
  - OFTはプラットフォームの特性をより慎重に考慮した評価を行うべきであった
  - データの組み合わせに関するToHを検討せず
- 合併後、OFTが懸念した通りの排除行為の発生を示唆

##### インプリケーション

- OFTは、競争関係の評価において正しいデータを見ていらない部分があり、動学的競争の可能性について十分な検討を行っていないかった可能性
- OFTの判断は、競争の維持促進につながらない市場の競争条件を生み出した可能性
- 調査時点での将来の不確実性は高く、当時のOFTの決定の正当性が損なわれているとは言えない
- OFTは二面市場の特性を十分に踏まえてはいなかった

## 5. 事後評価の事例

### 事例4：農業肥料メーカーの水平合併による価格効果（米国・2020年）

#### 目的

##### 統合事例の概要

- 2018年、Agrium社とPotashCorp社が合併し、農業用肥料の三大栄養素の一つとして使われるカリウムを抽出する力の世界最大のメーカーに
- 合併企業は北米の生産能力の60%のシェアを占めていた
- FTCはカリウムに関してではなく、それ以外の三大栄養素である窒素とリン酸関連施設だけの分割を命じた

##### 事後評価対象としての意義

- 現在の企業結合審査に関する反トラスト法執行が過少か過剰かを評価するためには、本件のような執行対象かどうかの境界線上にあるような個別事例を検証することが有益
- 農業分野に焦点を当てることは、データの入手が容易な小売業やかつての規制産業を研究する傾向にある企業結合事後評価事例の範囲を広げることになる

#### 方法

##### 実施主体

FTCエコノミストNicholas M. Kreisle

##### 検討対象となる指標と分析手法

- 米国のコーンベルト地域と様々な対照市場でカリ価格を比較するDID分析を実施
- 対照市場としては、世界最大のカリ輸入市場であるブラジル、東南アジアの低品質カリ市場、カリウム以外の主要栄養素である窒素系とリン酸系肥料の米国市場の3パターン

##### 分析に用いられたデータ

- 各国カリ価格：Mosaic Plant Nutrient Price Dashboard
- 窒素系肥料価格：ニューオリンズ市尿素スポット価格
- リン酸系肥料価格：タンパ市リン酸ニアソニウムスポット価格

#### 結果

##### 分析結果

- 合併後に企業が非競争的な価格上昇を行うことができたという証拠は得られなかった
- 複数の対照市場と推計手法を用いて頑健性も確認
- 同時期に行われた他社の参入や世界的な生産能力の増加、国際貿易政策の変化といった要因からの影響はコントロールせず

##### インプリケーション

- 現在の競争法の執行基準を強めるべきか弱めるべきかに関して有益な示唆を得ることが事後評価の目的であるならば、評価対象としては執行対象となるかどうかの境目にあるような事例を選定することが重要
- 市場集中度の高まりについて懸念が指摘されることが多いながらも、これまで企業結合事案に係る事後評価があまり行われてこなかった産業が対象であり、検証から得られる知見が貴重なものとなっている

## 5. 事後評価の事例

### 事例5：カジノの水平合併と資産売却に対する事後評価（米国・2021年）

#### 目的

##### 背景

- 米国では、問題解消措置を前提としたクリアランスは極めて一般的
- しかしながら、問題解消措置の学術研究は限定的であり、問題解消措置の有効性の評価については競争当局が責任を負っている状況
- 近年、問題解消措置が統合前の競争水準を維持できていなかった事案が存在
- FTCの問題解消措置に関する調査結果に関わり、個別の事例に則した実証的な分析を実施

##### 検証対象

- 2013年のPinnacle/Ameristarのカジノの企業結合が対象
- FTCが懸念を表明したところ、Pinnacleが1件のカジノを売却
- 実際の売却は統合後7ヶ月後に行われたというタイミングの違いがあるため、統合の影響と、資産売却の影響を区別して分析することが可能に

#### 方法

##### 実施主体

FTCエコノミストF. David Osinskiと Jeremy A. Sandford

##### 検討対象となる指標と分析手法、データ

- カジノレベルのデータ
- 数量（Slot Handle：スロットが回された回数）、収入（Slot AGR：スロットマシンの収入）、価格（Slot AGR／Slot Handle）が、合併及び資産売却後に変化しているどうか、また、売却されたカジノが統合後に保有されている間と、資産売却後における、売却された資産のパフォーマンスの変化を検証
- 統計分析の手法としては、DID（介入群としては、セントルイスのカジノを採用し、対照群としては、ミズーリ州のセントルイス以外のカジノを採用）を使用
- 各グループを集計して分析したアグリゲートバージョンと、それぞれのセントルイスのカジノへの影響を分析したセパレートバージョンの二つのモデルを使用
- 監督機関Missouri Gaming Commission (MGC)による公開情報を分析に使用

#### 結果

##### 分析結果

- 合併は、価格の上昇や、数量の減少を示唆せず、むしろ、価格の低下や数量の増加といった結果を示唆する弱い証拠
- カジノレベルの分析の結果としては、効率性が市場支配力の向上を上回る効果をもたらしていることが示唆
- 売却されたカジノについて売却後に生産量の減少が観察され、新しい所有者によるパフォーマンスの低下を示唆

##### インプリケーション

- 問題解消措置の二つの目標（失われた競争を取り戻すことと、企業結合計画の全体を消費者の利益になるようにすること）が、必ずしも両立しない結果。消費者厚生の観点からは、後者の基準で問題解消措置が評価されるべき
- 問題解消措置には潜在的に内生性の懸念が生じうる。競争当局は、問題解消措置の対象となる資産に、競争当局が確認しなかつた競争上の問題や、資産売却までに生じうる売却対象資産における競争上の問題の検討を行うことが望ましい

## 5. 事後評価の事例

### 事例6：飲料メーカーの垂直統合に対する事後評価（米国・2020年）

#### 目的

##### 統合事例の概要

- 2009年から2010年にかけて米国の炭酸飲料業界で起こった複数の垂直統合（ペプシコ社による垂直統合及びコカ・コーラ社による垂直統合（ボトラーの買収））による炭酸飲料価格の変化を検証
- FTCはこれらの案件を審査し、2010年10月及び11月にファイアーウォールによる情報管理と報酬に関する行動的問題解消措置を条件に認可

##### 事後評価対象としての意義

理論的には存在を指摘されていたものの未実証であったEdgeworth-Salinger効果という反競争的効果を実証することに成功

#### 方法

##### 実施主体

外部の経済学者Fernando LucoとGuillermo Marshall

##### 検討対象となる指標

計216品種の炭酸飲料それぞれについて、消費者が特定の店舗で1週間あたりに支払った平均価格

##### データ

ボトラー各社の営業区域図、ペプシコ社とコカ・コーラ社の垂直統合に関するFTCの調査によって作成された公開文書、IRI Marketing Dataset

##### 実証研究対象として好ましい3つの性質

- 複数の川上企業と川下企業が相互に影響
- 統合の影響が地理的に変動
- 製品によって統合の影響が変動

##### 分析手法

- 垂直統合の影響を受けた地域の違いによる商品の価格変動を比較するDID分析
- 垂直統合の影響を受けた製品の違いによる店舗内の価格変動を比較する店舗内分析

#### 結果

##### 分析結果

- 垂直統合されたボトラーがボトリングしたコカ・コーラ社とペプシコ社の製品の価格は0.8～1.2%低下し、売上が増加
- 一方でドクターペッパーSGの製品の価格は1.2～1.5%上昇し、売上は垂直統合の影響を受けていない地域の売上と比較して1.3%減少
- これらの結果は、垂直統合の（二重マージンの解消による）効率性向上効果とEdgeworth-Salinger効果が共に発現しているという仮説と整合的

##### インプリケーション

- 垂直統合の反競争的効果について新たな因果関係を証明し、二重マージンの解消がただちに競争促進的であるとは推定できないことを示唆
- 今後の垂直統合関連の執行においてはEdgeworth-Salinger効果の考慮が必要
- 事後評価へのインプリケーション：事後評価においては、最新の関連研究までを調査すること、理論的な研究もその対象に含めることが重要

# 5. 事後評価の事例

## 事例7：固定通信市場における支配的地位濫用行為への違反決定に対する事後評価 (ポーランド・2017年)

### 目的

#### 事後評価の概要

- DG COMPが主体となり実施した、過去15年間のEUの通信市場における執行の事後評価の一環

#### 事案の概要

- ポーランド固定通信事業者TP社は、「著しい市場支配力」を持つ事業者と認定された2003年以降、TP社はローカルネットワークへの卸アクセスを付与する義務
- 2009年開始の欧州委員会によるTP社に対する調査、そして2011年6月22日に発表された欧州委員会の決定は、TP社が他の事業者によるTP社のネットワークへの効率的なアクセスを阻害したと結論づけ、1億2750万ユーロの制裁金を課す判断
- TP社は欧州委員会の決定の全面的な取り消し、及び制裁金の減額を求めて、一般裁判所に控訴するも、TP社の控訴をすべて棄却

#### 検証する仮説

欧州委員会による違反決定がポーランドの固定通信市場のパフォーマンスに与えた経済的影響を評価すること

### 方法

#### 実施主体

DG COMPが実施主体となり、Lear、DIW Berlin、Analysis Masonの3外部機関に委託

#### 分析手法

- 平均や標準偏差などの記述統計に基づく分析（記述的分析）と統計的分析（DID分析）を組み合わせて実施
- DID分析では、介入後、すなわち、競争当局決定後の期間におけるデータを用いて決定後の期間におけるポーランド固定通信市場との類似性を最大化するよう対照群を選択

#### 指標・データ

- ポーランド固定通信市場における①固定(DSL) ブロードバンド普及率、②ブロードバンドサービスの小売価格、③ブロードバンドサービスの品質という3つのアウトカム指標で評価
- データはリサーチ会社のAnalysis Mason、Akamai社から入手
- 各国の総人口及び農村部人口比率、平均所得、モバイルデータ普及率、DSLサービス導入後の経過年数等をコントロール

### 結果

#### 分析結果

- TP社の支配的地位濫用行為はDSLブロードバンドの普及にマイナスの影響
- 一方で、TP社がネットワークへのアクセスを拒否したことで、卸売市場の競合他社や参入者が代替技術に投資するようになり、プラットフォーム間競争が活性化
- ブロードバンド価格に関するDID分析については、統計的に有意な差はない
- 品質については、欧州委員会の決定がポーランドのブロードバンドサービスの質に正の影響を与えたことを示す結果

#### インプリケーション

- いくつかの事実分析が、競争当局と規制当局の協力が公正な競争条件を確保する上で重要であることを明らかにしている
- 良質な事後評価の分析のためには、仮説検証で必要となる適切な粒度を有した高品質なデータが不可欠

## 5. 事後評価の事例

### 事例8：電力市場の支配的地位濫用行為に関する確約決定に対する事後評価（ドイツ・2017年）

#### 目的

##### 事案の概要

- 2006年に開始したドイツの電力市場の調査において、欧州委員会はE.ONが支配的地位を濫用した可能性があるとの予備的見解を表明
- 電力市場の卸売業者として、販売可能であり販売することが経済的に合理的であったであろう特定の発電所における発電を、価格を引き上げるために意図的に販売しなかったこと
- 送電事業者として自社の発電関連会社を優遇し、他の発電事業者が需給調整用エネルギー(balancing energy)をE.ONの市場に販売するのを妨げていたこと
- E.ONはドイツ国内の約5,000 MWの発電設備の売却と、送電システム事業の売却を提案
- 2008年11月、欧州委員会は、E.ONの確約を法的に拘束する決定を採択

##### 検証する仮説

発電設備の売却が電力の卸売価格と小売価格に与えた影響

#### 方法

##### 実施主体

DG COMPが実施主体となり、ICF Consultancy ServicesとDIW Berlinの2つの外部機関に委託

##### 分析手法

- DID分析を採用
- 卸売市場については、ドイツ国内市場における卸売価格が時間帯によって確約決定により異なる影響を受けることを識別戦略として利用
- 小売市場のDID分析の実施にあたっては、大手小売電気事業者4社(E.ON、RWE、EnBW、Vattenfall)を介入群、小規模な独立系小売業者を対照群と設定

##### 指標・データ

- 卸売価格には欧州エネルギー取引所におけるスポット価格が用いられた
- 小売価格は価格比較ウェブサイトVerivoxから入手した、郵便コードで定義される各地域における月次の料金が用いられた

#### 結果

##### 分析結果

- 卸売市場におけるピーク価格とオフピーク価格の差は、E.ONによる事業売却後に統計的有意に減少。これは、欧州委員会決定が効果的に卸売市場における市場支配力を減少させていた場合に期待される結果である
- 小売価格の分析結果は、E.ONによる事業売却が独立系小売事業者の小売価格上昇を抑制したことを示唆

##### インプリケーション

- 欧州委員会による決定とその後のE.ONによる事業売却は、ドイツにおける電力の卸売市場における競争を強化し、卸売価格を低下させたという見解と整合的な結果
- 頑健な定量分析のためにはデータの質、粒度、信頼性が重要
- 利用可能なデータの特性に応じた識別戦略を構築することが必要

## 5. 事後評価の事例

### 事例9：パスタ産業におけるカルテルによる損害額推定方法の検討（イタリア・2014年）

#### 目的

##### 事後評価の概要

- イタリアのパスタ産業において、実際にイタリアの競争当局AGCMにより制裁金が課されたカルテルのデータを用いて、カルテルによる損害の推定手法を比較

##### 事案の概要

- 2007年、AGCMは、イタリアの主要なパスタ生産者の間のカルテルを発見
- カルテル参加者の市場シェアの合計は、イタリアにおけるパスタ生産の市場の76%
- カルテルは2006年の10月から2008年の3月まで継続し、カルテル参加者のパスタ生産者価格はそれ以前に比べ約45%上昇
- AGCMは本カルテルについて調査を行い、最終的にカルテル参加者に対して、合計1250万ユーロの制裁金を課した

##### 検証する仮説

- カルテルによって生じた損害額を測定する手法として適切なものを特定すること
- 制裁金が抑止力として適切に機能しているかどうかを検証すること

#### 方法

##### 実施主体

イタリア競争当局エコノミスト

##### 分析手法

- カルテルの影響を測定するにあたっては原材料価格の変動や他の要因をコントロールする必要
- ダミー変数法、Dynamic Treatment Effects (DTE)、Straight-Line Methodsという三つの手法を比較
- データの制約から、DID分析と構造推定を伴うアプローチは対象外

##### 指標・データ

- パスタの生産者価格、カルテルによる価格上昇分、及びカルテル生産者が得た利益が分析対象の指標
- イタリア国立統計研究所のデータベース、外部のデータベース会社等から入手した公開データを利用

#### 結果

##### 分析結果

- 手法の比較では、ダミー変数法、DTEといったより計量経済学的に精緻な手法が、より信頼性の高い推定につながり、より幅広い条件下で正しい推定が行える保証があるDTEがより望ましい
- カルテルによって生産者が得た利益の推定額は、実際にAGCMによって課された制裁金の額（合計1250万ユーロ）をはるかに上回る
- 本事案におけるカルテルの摘発は消費者に4億2000万ユーロの便益をもたらしたと推定

##### インプリケーション

カルテルの事後評価を行う意義として以下の三点を示した

- カルテルによる損害の分析の質の向上
- 将来的な制裁金制度の設計・改訂に示唆
- 競争当局の執行の正当性を説得力を持って主張するための根拠の提示

## 5. 事後評価の事例

### 事例 10：空港運営市場の市場調査に基づく問題解消措置に対する事後評価（英国・2016年）

#### 目的

##### 背景

- 英国の競争当局CMAは、過去の判断について毎年2件（1つは市場研究または市場調査に関する判断）の事後評価を実施

##### 検証対象

- CMAの前身であるCCが2009年に実施した、British Airports Authorityが保有する空港に関する市場調査
- 最終報告において、CCはBAAが保有している英国の7つの空港の間で「競争が行われていない」問題を指摘
- CCは5つの問題解消措置を提案
- CCの判断及び問題解消措置が与えた効果を評価して教訓を得ることが事後評価の目的

#### 方法

##### 実施主体

定性的分析についてはCMA、定量的な分析については、コンサルティング会社ICFに委託

##### 分析手法、データ

- 旅客への便益に注目して、以下の点を調査
  - 構造的措置（空港売却）の影響
  - 行動的措置（報告義務）の影響
  - 規制の枠組みの変更（運輸省への勧告）の影響
  - 問題解消措置の費用対効果
  - 問題解消措置の決定及び実施プロセス
- 定性的な観点については、本件事案にかかる英國の空港、様々な航空会社、規制当局等の利害関係者へのヒアリング及び文献調査を通じて評価
- 定量的な観点については、航空産業の規制当局、空港関連政府データ、航空関連の国際機関（IATA）、規制対象の空港などから入手したデータを利用し、パネルデータ分析等の計量経済分析を実施

#### 結果

##### 分析結果

- 構造的措置（空港売却）は、CCが期待していた効果を超える便益をもたらした
- 行動的措置（報告義務）は、空港の航空会社への独占力を行使を牽制する役割を果たした一定の証拠
- CCの勧告を受けて実施された運輸省の制度改革は、空港サービスの向上をもたらした
- CCの問題解消措置の費用の推定は妥当であり、費用よりも便益が上回っているという意味で、問題解消措置は釣り合っていると評価
- 利害関係者からは、CCが透明性を持って問題解消措置の決定と実施を行ったと評価

##### インプリケーション

- 問題解消措置の効果だけでなく、多面的な観点について、定性的・定量的な調査を実施
- 外部のコンサルタントへの一部外注が有効に機能
- 定性的な調査のため、競争当局が企業等の団体と意見交換を行いやすい土壌を維持していくことが有益であることを示唆
- 定量的な分析の観点からは、問題解消措置の実施から十分な期間が経たないとデータの利用可能性等の制約が生じる点に注意が必要

# 6. まとめ

## 事後評価の成果

具体的な事例を通じて、競争当局による事後評価がどのような目的を達成しているかを確認

### 1. 競争政策に係わる意思決定と執行等の改善

- 競争当局が下した個々の判断について検証することにより、将来の意思決定や執行等の改善に有益な示唆
- 事後評価の結果が対象事業に対する事後的介入のために用いられるケースも
- 競争当局による分析手法の高度化・精緻化に貢献

### 2. 競争法の実効性の改善

- 問題解消措置提案に関するベストプラクティス公表に貢献
- 将来的な制裁金制度の設計・改訂に有益な示唆
- 境界線上にあるような事例を事後評価対象として、現在の執行等を強化すべきか弱めるべきかの判断に有益な示唆

### 3. 競争当局の執行等の正当性の主張

- カルテルによる価格上昇分を定量的に推定することにより、競争当局が自らの執行等の正当性を主張するためのエビデンスを生み出す役割を達成

## 事後評価の進め方に関する示唆

具体的な事例の調査から、目的達成のため事後評価をどのように進めるべきかという点に関して得られた示唆

### 1. 目的設定の明確化とそれに応じた事業・アプローチの選択

- 多数ある事後評価の目的のうちどの点に重点を置くかを念頭に、最も効果的な事業・アプローチを選択する工夫

### 2. 限られたリソースの有効活用

- 欧州では、分析全体をしばしば外部の専門家に委託
- 内部チーム外部チーム双方のメリットを生かす工夫

### 3. データの重要性

- より詳細なデータがあれば違った仮説の検証やより強力な識別戦略の構築等より有意義な分析が可能に
- 事後評価の実施タイミングの選択に当たっては、データの利用可能性に留意することが必要

### 4. 定量的評価と定性的評価のバランス

- 定量的分析と定性的分析を組み合わせて、より頑健で総合的な結論を導く工夫
- 競争当局が企業等の団体と意見交換を取りやすい土壤を維持していくことが有益であることを示唆
- ToHの網羅性等、理論的分析に目を向けることも重要

**NERA**  
ECONOMIC CONSULTING